

(案)

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正案	改正前
別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 略] 第2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1)～(15) 略] (16) 携帯無線通信を行う無線局等 [ア～キ 略] ク 工事設計書等 [(ア)～(ク) 略] <u>(ケ) 27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局であって、屋外に設置するものについては、空中線の仰角が0度以下であること。また、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り通常水平以下となるようにすること。</u> <u>(コ) 27GHzを超え27.5GHz以下の周波数の電波を使用</u>	別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 同左] 第2 陸上関係 1 電気通信業務用 [(1)～(15) 同左] (16) 携帯無線通信を行う無線局等 [ア～キ 同左] ク 工事設計書等 [(ア)～(ク) 同左] [新設] [新設]

する基地局のうち、ビームあたりの等価等方輻射電力が30dBW/200MHzを超えるものについては、送信空中線の最大輻射の方向が、実行可能な限り対地静止衛星の軌道から7.5度以上離れていること。ただし、対地静止衛星の軌道に対して見通しがない場合は、この限りでない。

[ケ～ソ 略]

[別表(16) — 1・2 略]

[(17) ～ (21) 略]

[2～4 略]

[第3～5 略]

[ケ～ソ 同左]

[別表(16) — 1・2 同左]

[(17) ～ (21) 同左]

[2～4 同左]

[第3～5 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。